

## 枚方市開発審査会条例

平成13年枚方市条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、枚方市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、会長（前条第3項に規定する場合にあっては、その職務を代理する者という。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 枚方市報酬及び費用弁償条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表第1 介護認定審査会委員の項の次に次のように加える。

開発審査会委員 日額 15,500円